

番号	質問	回答
1	<p>公募要領8 提案書の作成要領③の提出資料について</p> <p>契約書の写し及び契約内容が確認できる資料は、全ての実績に必要でしょうか。また、契約書がない場合、納品書でも構わないでしょうか。</p>	<p>契約書の写し及び契約内容が確認できる資料は、全ての実績に必要です。</p> <p>契約書が作成されていない実績については、納品書・発注書・請求書・業務完了通知書等、「屋内遊具の設置に関する業務（備品購入を含む）」の受注実績が確認できる資料を添付してください。</p>
2	<p>公募要領8 提案書の作成要領④提出資料について</p> <p>備品購入などで元請け契約書はありますが、配置予定者等の書類を一般的には提出していない事が多く、配置予定者などの、証明ができる書類がない場合はどのようにしたらいいでしょうか。</p>	<p>備品購入等の実績において、従事中の役職を定めていない場合は、様式第4号の「従事中の役職」の記載欄に「役職の定めなし」とご記載ください。</p> <p>役職の定めがない場合は、従事中の役職が確認できる資料の添付は不要とします。</p>